

2024年2月13日

各位

会社名 データセクション株式会社  
代表者名 代表取締役社長 CEO 林 健人  
(コード番号: 3905 東証グロース)  
問い合わせ先 代表取締役副社長 CFO 岩田 真一  
TEL. 050-3649-4858

### 第三者割当による新株式及び第19回新株予約権の発行における 払込期日及び行使期間等の変更に関するお知らせ

当社は、2024年1月26日公表の「第三者割当による新株式及び第19回新株予約権（行使価額固定型）の発行、並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、同日開催の取締役会において、First Plus Financial Holdings PTE. Ltd.（所在地：8 MARINA VIEW # 36-02 ASIA SQUARE TOWER 1 SINGAPORE、代表者：LI ZHIBO）を割当先とする第三者割当による新株式（以下、「本株式」といいます。）及び行使価額固定型の第19回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行を決議いたしました。本日、当社取締役会において、本株式及び本新株予約権に関して、払込期日及び行使期間等を変更（以下、「本変更」といいます。）することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 1. 本変更の理由及び内容

割当先において、本株式及び本新株予約権の取得に使用する証券口座の開設、並びに外国為替及び外国貿易法に基づく外国投資家が対内直接投資を行う際の事前届出手続きの完了に当初想定よりも日数を要する見込みとなったため、以下のとおり、本株式及び本新株予約権の払込期日を変更し、これに伴い行使期間等を調整いたします。

#### I. 第三者割当による本株式及び本新株予約権（行使価額固定型）の発行

##### (1) 本株式

変更前		変更後	
申込日	2024年2月13日	申込日	2024年2月29日
払込期日	2024年2月13日	払込期日	2024年2月29日

##### (2) 本新株予約権

変更前		変更後	
申込日	2024年2月13日	申込日	2024年2月29日
割当日	2024年2月13日	割当日	2024年2月29日
払込期日	2024年2月13日	払込期日	2024年2月29日

行使期間 2024年2月14日～2029年2月13日 (5年間)	行使期間 2024年3月1日～2029年2月28日 (5年間)
-------------------------------------	------------------------------------

(3) 調達する資金の支出予定時期

<本株式>

変更前	変更後
2024年2月から2026年2月(すでに具体的な検討が進んでいる案件もあり、当該期間での決定が見込まれる)	2024年3月から2026年3月(すでに具体的な検討が進んでいる案件もあり、当該期間での決定が見込まれる)

<本新株予約権>

変更前	変更後
2024年2月から2029年2月	2024年3月から2029年3月

(4) 発行要領

別紙1及び2に記載の通りです。

## II. 主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動

(1) 異動予定日

変更前	変更後
2024年2月13日	2024年2月29日

### 2. 今後の見通し

本変更による、当社業績への影響はございません。

以上

データセクション株式会社 普通株式（第三者割当）

発行要項

1. 募集株式の種類	当社普通株式 2,230,000 株
2. 払込金額	1 株につき 305.82 円 (発行決議日前日(2024年1月25日)までの直前60取引 日間における東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値 の単純平均値 339.05 円から、9.8%ディスカウントした価値 (小数点以下第3位を四捨五入))
3. 払込金額の総額	681,978,600 円
4. 増加する資本金及び資本準備金の額	資本金 340,989,300 円 資本準備金 340,989,300 円
5. 申込日	2024年2月 <u>29</u> 日
6. 払込期日	2024年2月 <u>29</u> 日
7. 募集又は割当方法	第三者割当による
8. 割当先及び割当株式数	First Plus Financial Holdings PTE. Ltd. 2,230,000 株
9. 払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 渋谷駅前支店
10. その他	上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生 を条件とする。

以上

## データセクション株式会社第 19 回新株予約権

### 発行要項

1. 本新株予約権の名称

データセクション株式会社第 19 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込日

2024 年 2 月 29 日

3. 割当日

2024 年 2 月 29 日

4. 払込期日

2024 年 2 月 29 日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を First Plus Financial Holdings PTE. Ltd. に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 1,488,000 株（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株）とする。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 10 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

14,880 個

8. 各本新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たり金 420 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使価額は、544 円とする。但し、行使価額は第 10 項に定める調整を受ける。

10. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\
 \text{行使価額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{調整前} \\
 \text{行使価額}
 \end{array}
 \times
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行株} \\
 \text{式数}
 \end{array}
 +
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{新発行・処分} \\
 \text{株式数}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{1 株当たりの払} \\
 \text{込金額}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{1 株当たりの時価}
 \end{array}
 }
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行株式数} \\
 + \\
 \text{新発行・処分株式数}
 \end{array}
 }$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数とする。

③下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日とし、無償割当ての場合は効力発生日とする。）以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4)①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更、変更の可能性が生じる事由の発生又は株主への配当により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

#### 11. 本新株予約権を行使することができる期間

2024年3月1日から2029年2月28日までとする。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合には、その翌銀行営業日を最終日とする。

#### 12. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

#### 13. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の払込期日から6ヶ月経過後に、本新株予約権の取得が必要であるとして当社取締役会が決議した場合、会社法第273条及び第274条の規定に従って30取引日前までに通知をしたう

えて、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(2) 当社は、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第 273 条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日（但し、当該組織再編行為の効力発生日よりも前の日とする。）に、本新株予約権 1 個当たりの払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権を取得する。

(3) 当社は、当社が発行する普通株式が東京証券取引所において上場廃止となる場合には、上場廃止が決定した日から 2 週間後の日（銀行営業日でない場合には、その翌銀行営業日とする。）に、本新株予約権 1 個当たりの払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権を取得する。

(4) 本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第 166 条第 2 項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

#### 14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 15. 本新株予約権の行使請求の方法及び効力発生時期

(1) 本新株予約権を行使する場合には、振替機関（第 22 項に定義する。）又は社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第 2 条第 4 項に定める口座管理機関（以下「口座管理機関」という。）に対し行使請求に要する手続きを行い、第 11 項記載の本新株予約権の行使期間中に振替機関により第 18 項に定める本新株予約権の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に行使請求の通知が行われることにより行われる。

(2) 本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を振替機関又は口座管理機関を通じて現金にて第 19 項に定める本新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求は、第 18 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。



(4) 本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することができない。

#### 16. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

#### 17. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 420 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項に記載のとおりとした。

#### 18. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

#### 19. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 渋谷駅前支店

#### 20. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の 2 銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

#### 21. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等

本新株予約権は、その全部について社債等振替法第 163 条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第 164 条第 2 項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

#### 22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

#### 23. その他

(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上